

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融商品取引法	金商法
店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令	店頭デリバティブ府令
店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件	告示

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	店頭デリバティブ府令第1条に見出しとして「(定義)」を付すべきではないか。 また、第22条にも見出しとして「(標準処理期間)」を付すべきではないか。	これらの条については、一つの章に属する条文が一つの条しかないことから、条見出しは必ずしも必要としないものと考えられます。
2	当初公布時の店頭デリバティブ府令に係る「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」58～59番において、取引執行から債務負担の時限について、「現時点においては、金融商品取引清算機関等の業務の流れに従って債務負担させれば足りると考えられ、時限について特段の規定は不要」とあるが、この考え方に関わりはないか。	店頭デリバティブ取引に係る業務処理には様々な態様があり得ることから時限について特段の規定は設けないこととしていますが、金融商品取引清算機関等の業務の流れに従って速やかに債務負担させる必要があると考えられます。
3	清算集中義務の対象ではない取引について、コンプレッション・サービス等のポスト・トレードの場面におけるリスク削減手法を用いた場合に、 ①当該リスク削減手法の過程で行われる当該取引の変更又は解約及び②当該リスク削減手法により生じる置換取引(サービスを利用する金融機関のオペレーション上の簡便さ等から①の変更の代替として解約と同時に実行される取引)は、仮にそれらがリスク削減手法によらずに行われたのであれば清算集中義務の対象となるはずの取引であったとしても、それぞれ清算集中義務の対象とならないと考えているが、その理解でよい。 また、個別カウンターパーティに対する金利感応度を低減し、結果として市場全体のシステミック・リスクを低減するポスト・トレードの場面におけるリスク削減手法を用いた場合に、取引の当事者間において、清算集中をしてしまうとリスク削減効果が無くなってしまふ清算集中義務の対象となる取引が新たに生じることがあるが、当該新規取引についても、清算集中義務の対象とすべきではないと考える。 これらの取引については、店頭デリバティブ府令第2条第3項及び第4項又は関連する告示において清算集中義務の対象から除く旨定めるべきである。	「コンプレッション・サービス」、「ポスト・トレードの場面におけるリスク削減方法」、「リスク削減方法により生じる置換取引」等の具体的内容が明らかではありませんが、個別取引の実態や経済的効果に鑑み、清算集中義務の対象である取引が新たに行われたと言える場合には、当該取引は清算集中義務の対象となると考えられます。 御指摘の「コンプレッション・サービス」等のポスト・トレードの場面におけるリスク削減手法については、システミック・リスク低減のために果たす機能・有効性等に照らし、清算集中義務から除外することが適当かどうかを今後検討し、必要と考えられる場合には、改正店頭デリバティブ府令第2条第3項第5号等に基づき、「金融商品清算機関等に負担させることが不適当であると認められる特別の事情があるもの」として指定する等の対応を検討することとなります。
4	取引の相手方が店頭デリバティブ府令第2条第4項第2号口に掲げる者であることは同府令第2条の2第2項により金融庁長官が行う金融商品取引業者等の取引規模の届出に係る公表された内容を確認することをもって足りるものであることを	取引の相手方が改正店頭デリバティブ府令第2条第4項第2号口に掲げる者であるか否かについては、合併、分割、名称変更があった場合等を除き、同府令第2条の2第2項に基づき公表された内容を確認することをもって足

	確認したい。	りと考えられます。 合併、分割、名称変更があった場合等の考え方については、届出義務開始までに改めて公表する予定です。
5	クライアント・クリアリング制度を利用するためには、受託清算参加者と清算取次ぎ契約を締結しなければならず、清算集中義務対象取引のボリュームが少ないなどの理由により必ずしも希望するすべての金融商品取引業者等が清算取次ぎ契約を締結できない状況も想定される。そのような金融商品取引業者等については、清算集中義務対象となる取引（円金利スワップ）を一切できないこととなり、業務に支障が生じる恐れがある。そこで、このようにやむを得ず清算集中ができない場合については、清算集中義務の対象とならないような手当をしていただきたい。	金融商品取引業者等が清算取次ぎ契約を締結できないことにより、清算集中義務が果たせない等の状況が生じないよう、いわゆる「クライアント・クリアリング」について、受託清算参加者と他の金融商品取引業者等との間の清算取次ぎ契約の締結状況等について引き続き注視していきます。
6	清算集中義務が拡大されることに伴い、清算参加者となっていない者が義務対象となる場合において、金利スワップ取引等義務対象取引を継続して行うためには、清算委託者として、清算受託者との契約等を義務化開始期限までに間に合わせる必要がある。 仮に、清算受託者との条件面での調整などで、期限に間に合わせることが困難なことが判明した場合には、期限の延長等、柔軟な対応をお願いしたい。	
7	店頭デリバティブ府令第2条第4項第3号に規定する「金融商品取引清算機関等に負担させることが不相当であると認められる特別の事情があるもの」として想定されている取引の具体例があれば教えてほしい。	市場の大きな混乱等により、清算機関が円滑に清算業務を遂行できないような状況等を想定しています。
8	想定元本金額の計算と届け出については、信託勘定の取引であっても行わなければならないか。	御意見を踏まえ、信託勘定に属する取引については、想定元本金額の計算と届出が不要であることが明確になるよう、規定を修正いたします。
9	口数累積型で当該口数単位でプレミアム金額が発生する想定元本額の概念の無いゼロストライク・オプション取引等については、取引残高をどのように確認したらよいか。	個別の取引の計算方法については、別途、当庁から店頭デリバティブ取引情報の報告に関するQ&Aを公表する予定です。
10	NDF 取引等、想定元本が外貨建てになっている取引において、円ベースに引き直す適用レートは各社にて適切と判断するレートを使用すればよい	

	か。 また、円ベースでの引き直しは、①想定元本外貨にて平残算出後円換算、もしくは②円換算後に各月末残高により平残算出いずれの方法が適切か。	
11	当初公布時の店頭デリバティブ府令附則には第2条に、「施行日前に行われた取引については、・・・該当しない」旨の記載があるが、今回の改正後も上記のバックロード取引の適用除外は有効という認識でよいか。	新たに清算集中義務の対象となる取引について、改正店頭デリバティブ府令及び告示の施行前に約定された取引は、清算集中義務の対象外となると考えられます。 この点の明確化のため、改正告示の附則において、経過措置を設けることとします。
12	店頭デリバティブ府令の施行前に約定した取引（新たに清算集中義務の対象となる告示案第2条第3号及び第4号に定める取引に限る。）については、金商法第156条の62に定める清算集中義務が課されないよう経過措置を定めるべきである。	
13	店頭デリバティブ府令の施行前に約定した取引（新たに清算集中義務の対象となる告示案第2条第3号及び第4号に定める取引に限り、以下「新清算集中義務対象取引」という。）を施行日後に変更又は解約した場合、当該新清算集中義務対象取引は清算集中義務の対象とならないと考えているが、その理解でよいか。 同様に、店頭デリバティブ府令の施行前に約定した新清算集中義務対象取引を施行日後にコンプレッション・サービス等のポスト・トレードの場面におけるリスク削減手法を用いた場合に、当該リスク削減手法により生じる置換取引は清算集中義務の対象とならないと考えているが、その理解でよいか。	御理解のとおりです。新たに清算集中義務の対象となる取引について、改正店頭デリバティブ府令及び告示の施行前に約定された取引であれば、施行日後に変更又は解約された場合であっても清算集中義務の対象外となると考えられます。 また、この点の明確化のため、改正告示の附則において、経過措置を設けることとします。 「コンプレッション・サービス」、「ポスト・トレードの場面におけるリスク削減方法」、「リスク削減方法により生じる置換取引」等の具体的内容が明らかではありませんが、個別取引の実態や経済的効果に鑑み、清算集中義務の対象である取引が新たに行われたと言える場合には、当該取引は清算集中義務の対象となると考えられます。 御指摘の「コンプレッション・サービス」等のポスト・トレードの場面におけるリスク削減手法については、システミック・リスク低減のために果たす機能・有効性等に照らし、清算集中義務から除外することが適当かどうかを今後検討し、必要と考えられる場合には、改正店頭デリバティブ府令第2条第3項第5号等に基づき、「金融商品清算機関等に負担させることが不適當であると認められる特別の事情があるもの」として指定する等の対応を検討することとなります。

14	清算集中義務の対象商品の拡大にあたっては、平成 23 年 12 月に金融庁より公表している「『店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会』における議論のとりまとめ」において、第 2 フェーズ以降の対象商品について、「取引の種類毎の規模や標準化の程度、清算機関での清算状況（清算対象取引の拡大や我が国で活動する清算機関の増加）を踏まえ、義務付け対象を拡大する検討を行う」ものとされている。 今回、清算集中義務の対象商品をユーロ円 TIBOR 取引へと拡大するにあたっては、上記の基準に基づきご検討を頂いたものと理解している。取引の規模としてはどの程度の取引量をもってして清算集中義務の対象となり得る、と考えているか。 また、「我が国で活動する清算機関の増加」という基準に鑑みて、今後、どのような商品への拡大を検討する予定か。	清算集中義務の対象商品拡大の範囲については、取引の規模・取引量に限らず、御指摘の検討会取りまとめで示されている「取引の種類毎の規模や標準化の程度、清算機関での清算状況（清算対象取引の拡大や我が国で活動する清算機関の増加）」等を総合的に勘案したものです。 今後の商品の拡大については、上記の基準等を総合的に勘案して検討していきます。
15	円 LIBOR 3 か月変動金利とユーロ円 TIBOR 3 か月変動金利（年限 10 年）を交換するスプレッド取引を実施した場合、当該取引を、円 LIBOR 3 か月変動金利と固定金利の交換とユーロ円 TIBOR 3 か月変動金利と固定金利の交換（年限 10 年）、という 2 つのスワップによって構成される複合取引と解釈し、円 LIBOR 3 か月変動金利と固定金利の交換（年限 10 年）として取引の一部を抽出し清算集中義務の対象とすることは、金融庁としては意図されていない、旨を確認させていただきたい。	変動金利と変動金利を交換する取引については、改正告示第 2 条の規定により、交換される変動金利の双方が同条各号のいずれかに該当する取引に限り、清算集中義務の対象となると考えられます。 このため、御指摘の円 LIBOR 3 か月変動金利とユーロ円 TIBOR 3 か月変動金利を交換する取引（年限 10 年）については、清算集中義務の対象にはならないものと考えられます。 一方で、例えば円 LIBOR 3 か月変動金利とユーロ円 TIBOR 3 か月変動金利を交換する取引（年限 5 年以内）については、清算集中義務の対象になるものと考えられます。
16	義務化開始前の過去の取引について残存期間が対象年限になっているケースは清算集中義務の対象外、との理解でよいのか。 （例えば、平成 25 年 12 月に期間 6 年の TIBOR 3 ヶ月のスワップを行った場合、平成 26 年 12 月には、5 年以内になっているケース） また、義務化開始後の取引について、取引時点では対象年限を超える取引であったが、時間の経過により、対象年限に該当することになった場合、その時点での清算集中義務は発生しない、との理解でよいのか。（例えば、TIBOR 3 ヶ月 SWAP の	御理解のとおりです。この点については、改正告示第 2 条第 3 号及び第 4 号において、「約定の日から」と規定されています。

	期間7年の取引を行ったケースで、2年経過したのち、残存が5年になった場合)	
17	外貨金利スワップまで義務対象商品を拡大する際には、現在の除外告示（金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号））、LCH への許可、日本証券クリアリング機構での外貨金利スワップの取扱いに加えて、日本証券クリアリング機構において十分な経過期間を確保した上で、外貨金利スワップのクライアント・クリアリングサービスを提供する者がいるか否かという点も考慮に入れていただきたい。	今回の改正案に直接関係するものではありませんが貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。